

「デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）」

【国の総合戦略の基本的な考え方】

- デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「**全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会**」を目指す。
- 東京圏への一極集中の是正や多極化を図り、地方から全国へとボトムアップの成長を推進。
- デジタル技術の活用について、各地域の優良事例の横展開を加速化。
- これまでの地方創生の取組も蓄積された成果や知見に基づき改善を加えながら推進。



国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定を受け、地方は、地方版総合戦略の改訂を求められている。ポイントとしては以下のとおり。

- 国の総合戦略を勘案して、地方版総合戦略を早期に改訂するよう努めること。
- 改訂にあたっては、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略に記載すること。
- 国の総合戦略の期間（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度の5年間）を勘案しつつ、地域の実情に応じた期間を設定すること。

「第2期志摩市創生総合戦略（令和2年3月策定／令和3年3月一部改訂）」※地方版総合戦略

【現行の総合戦略の基本的な考え方】

- 第1期総合戦略に引き続き、国の「まち・ひと・しごと創生」政策5原則（「自立性」「将来性」「地域性」「直接性」「結果重視」）及び志摩市独自の視点（「志摩市の6つの強みを強化する」「『まちの勢い』の低下をもたらす4要因の循環を断つ」「社会減を止める6対策を講じる」）を地方創生推進の基本とする。
- 第1期に引き続き、まち・ひと・しごと創生に向けては、「1）ひとの育成」、「2）ひとの確保」、「3、まちの発見」、「4）しごとの強化」、「5）しごとの創出」、「6）まちの形成」の6つの政策分野に分類し、具体的な施策を定める。
- さらに、第2期総合戦略では、志摩市地方創生審議会での議論も踏まえつつ、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における新たな視点や第1期の志摩市創生総合戦略で不足していた少子化対策や教育分野の視点も加味して取組を推進する。
- 第2次志摩市総合計画後期基本計画との整合性を図る。
- 計画期間は、国の総合戦略に合わせ、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年。



志摩市創生総合戦略は、令和2年3月に第2期へと改訂したものの、そのほとんどが平成28年3月に策定した第1期志摩市総合戦略の基本的な考え方を引き継いだものであり、コロナ前の価値観に基づき策定したものであることから、今回、全体的に見直しが必要。

「第3期志摩市創生総合戦略（仮称）（令和5年〇月改訂）」に向けて

【総合戦略の見直しにあたってのポイント】

- 総合戦略の基本的な考え方や6つの政策分野については、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の基本的な考え方や施策の方向を勘案し、全体的に見直し、整理を行う。
- 人口減少対策の強化を図ることとし、令和4年12月見直しの市人口ビジョンの方向性を踏まえながら、地域の実情に応じた独自の対策を実施することを基本とする。
- 具体的な取組については、より多くの効果を得られるよう、国・県の各種施策と連携を行うこととし、特に、令和5年度に策定予定の三重県人口減少対策方針（仮称）に定める取組との連携を図りながら、検討を行うものとする。
- 各種取組におけるデジタル実装については、今後市が定めるDX推進に係る方針等と連携を図りながら、検討する。
- 地方版総合戦略に記載された事業（施策）が、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）及び企業版ふるさと納税の対象になることを踏まえ、具体的な施策の記載について検討を行う。
- 計画期間は、第2次志摩市総合計画後期基本計画に合わせ、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3か年とする。令和8年度以降の期間については、第3次志摩市総合計画の策定作業に合わせて、改訂を行うものとする。